

上水道訓令甲第2号

長浜水道企業団表彰規程等の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

(長浜水道企業団表彰規程の一部改正)

第1条 長浜水道企業団表彰規程(平成10年上水道告示第3号)の一部を次のように改正する。

この規程中「技術調整官」を「調整官」に改める。

(長浜水道企業団事務代決および専決規程の一部改正)

第2条 長浜水道企業団事務代決および専決規程(昭和54年上水道訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

この規程中「技術調整官」を「調整官」に改める。

(長浜水道企業団建設工事契約審査委員会規程の一部改正)

第3条 長浜水道企業団建設工事契約審査委員会規程(昭和52年上水道訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「技術調整官」を「調整官」に改める。

(長浜水道企業団違反処分審査委員会設置規程の一部改正)

第4条 長浜水道企業団違反処分審査委員会設置規程(昭和53年上水道訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「技術調整官」を「調整官」に改める。

付 則

この訓令甲は、令和8年4月1日から施行する。